

岡山市外国人観光客誘致促進事業
助成金交付要綱

第1条（目的）

この要綱は、外国から岡山市を訪れる団体旅行を実施した旅行会社に対し助成金（以下、「助成金」という。）を交付することにより、外国からの観光客誘致促進を図ることを目的とする。

第2条（交付対象者）

助成金の交付対象者は、次の条件をすべて満たす団体旅行を実施した旅行会社とする。

- （1）外国からの観光等を目的とした団体旅行であること。
- （2）旅行催行人数が5名以上であり、全員が岡山市内の宿泊施設（宿泊の対価が支払われている建物をいう。）に宿泊すること。

第3条（助成金の交付額）

助成金の交付額は、1旅客1行程あたり1泊3,000円、2泊以上6,000円とし、1団体あたり150,000円、1社あたり累計750,000円/年度を上限とする。

※1旅客1行程あたり6,000円を上限とする。1行程内の宿泊であれば連泊である必要はない。

※助成対象は団体旅行客のみとする。（添乗員は除く。）

※岡山県の助成制度との併用も可能。

第4条（交付申請及び請求）

助成金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）は、岡山市外国人観光客誘致促進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を団体旅行終了後、原則として30日以内に、岡山ビジットアソシエーション会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

第5条（助成金の支払）

会長は、前条の助成金の交付申請及び請求があったときは、当該書類を審査し、適当と認めた場合は、速やかに事業者に助成金を支払うものとする。

第6条（助成金の返還）

事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金等の交付を受けた場合は、既に交付された助成金等を会長に返還するものとする。

第7条（助成金の交付限度）

本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲において行うものとする。

第8条（その他）

この要綱に定めるもののほか、岡山市外国人観光客誘致促進事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月19日から施行する。

この要綱は、平成25年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する